

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について〔令和7年9月分〕

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20250904	株式会社MKフライン (法人番号 8370001018708) 代表者樋口 和洋	宮城県仙台市若林区 沖野7丁目13番 30-201号	本社営業所	宮城県仙台市若林区沖 野7丁目146番地3	輸送施設の使用停 止(120 日車)及び 文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 17条第1項第1号、 法第17条第4項	令和7年4月15日、酒気帯び運転を端緒として監査 を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)酒 酔い・酒気帯び運行の業務(貨物自動車運送事業 輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第5項)、 (2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(安全 規則第7条第5項)、(3)運転者の指導監督義務違 反(安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対 する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2 項)、(5)高齢運転者に対する運転適性診断受診 義務違反(安全規則第10条第2項)	12	12
20250911	安立運輸株式会社 (法人番号 9011501005395) 代表者出島 康佑	東京都荒川区東日 暮里2丁目20番4号	青森営業所	青森県青森市野内字菊 川77-53ハルディエス101 号室	文書警告	法第15条第4項	令和7年8月28日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者 の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20250911	株式会社小室商事 (法人番号 4380001020328) 代表者小室 渉	福島県石川郡浅川 町大字畑田字戸屋 入31番地	本社営業所	福島県石川郡浅川町大 字蓑輪字蟹沢22-1	輸送施設の使用停 止(20 日車)	法第17条第1項2号	令和7年6月23日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、1件の違反が認められた。(1)整備不 良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両 法(以下「車両法」)第47条)	48	2
20250918	小松運送有限公司 (法人番号 1400002012547) 代表者小松 達也	岩手県九戸郡軽米 町大字軽米第22地 割字君成田50番地8	本社営業所	岩手県九戸郡軽米町大 字軽米第22地割字君 成田50番地8	輸送施設の使用停 止(20 日車)及び文 書警告	法第17条第1項2 号、法第17条第4項	令和7年6月4日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不 良車両等(安全規則第3条の3及び車両法第47 条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第 10条第1項)	3	2
20250918	小松運送有限公司 (法人番号 1400002012547) 代表者小松 達也	岩手県九戸郡軽米 町大字軽米第22地 割字君成田50番地8	水沢営業所	岩手県奥州市胆沢南都 田字木揚場下川原16 番地の1	輸送施設の使用停 止(10 日車)及び文 書警告	法第17条第4項、法 第24条	令和7年6月11日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転者 の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、 (2)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違 反(貨物自動車運送事業法第24条)	3	1

20250925	有限会社三浦運輸 (法人番号 7410002009041) 代表者三浦 敬治	秋田県大館市比内 町八木橋字中岱56 番地3	本社営業所	秋田県大館市比内町八 木橋字中岱56番地3	輸送施設の使用停 止(20 日車)及び文 書警告	法第17条第1項第2 号、法第17条第4項	令和6年12月19日、監査方針を端緒として監査を 実施した結果、3件の違反が認められた。(1)整備 不良車両等(安全規則第3条の3及び車両法第47 条)、(2)運転者等台帳の作成義務違反【記載事項 の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者の 指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20250930	北部貨物自動車株式 会社 (法人番号 2400001007786) 代表者千葉 功	岩手県九戸郡九戸 村大字山屋第3地割 字山屋120番地1	本社営業所	岩手県九戸郡九戸村大 字山屋第3地割字山屋 120番地1	輸送施設の使用停 止(76日車)	法第17条第1項第1 号、法第17条第1項 第2号、法第17条第 4項	令和7年5月16日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時 間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4 項)、(2)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び 車両法第47条)、(3)運転者の指導監督義務違反 (安全規則第10条第1項)	8	8

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。